

津波マップ

津波浸水想定図(基準水位) ①

津波災害警戒区域指定について
～なんとかして命を守る～

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、津波による災害からの生命及び財産を保護するため、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立しました。熊本県では、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項の規定に基づき、県内14市町において「津波災害警戒区域(イエロゾーン)」を以下のとおり指定しました。

芦北町は、対象の市町に該当いたしません。

「津波災害警戒区域」とは？

最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するため、津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

建築や開発行為の規制はありません。

基準水位とは？

想定した最大クラスの津波が建物に衝突した際のせり上がり(水位上昇)を考慮した水位であり、地盤面からの高さで表示します。本図は、基準水位の値を用いて浸水の深さを表現しております。



津波浸水深と基準水位の違い(出典：国土交通省「津波防災地域づくりパンフレット」)

基準水位が表示されることで、津波から避難する上で有効な高さを想定でき、避難施設等の効率的な整備の目安となります。

